島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（島根県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

地区名：大野
【基本経路】
国道431号→県道23号→県道243号→県道335号→宍道インター線→山陰自動車道（宍道IC）→松江自動車道（雲南吉田IC）→県道38号→国道54号→飯南町内

地区名：島根
【基本経路】
①県道21号
②県道37号→県道152号→国道431号
（①②とも）→松江だんだん道路→山陰自動車道→松江自動車道（三刀屋木次IC）→国道314号→奥出雲町内

地区名：生馬、古江、城西、法吉、城北、秋鹿
【基本経路】
国道431号→県道28号→国道431号→くにびき海岸道路→※国道９号（→山陰自動車道）→大田市、江津市、浜田市内
※秋鹿地区は→国道9号→国道375号→県道46号→県道31号→川本町、美郷町内

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 湖陵総合公園

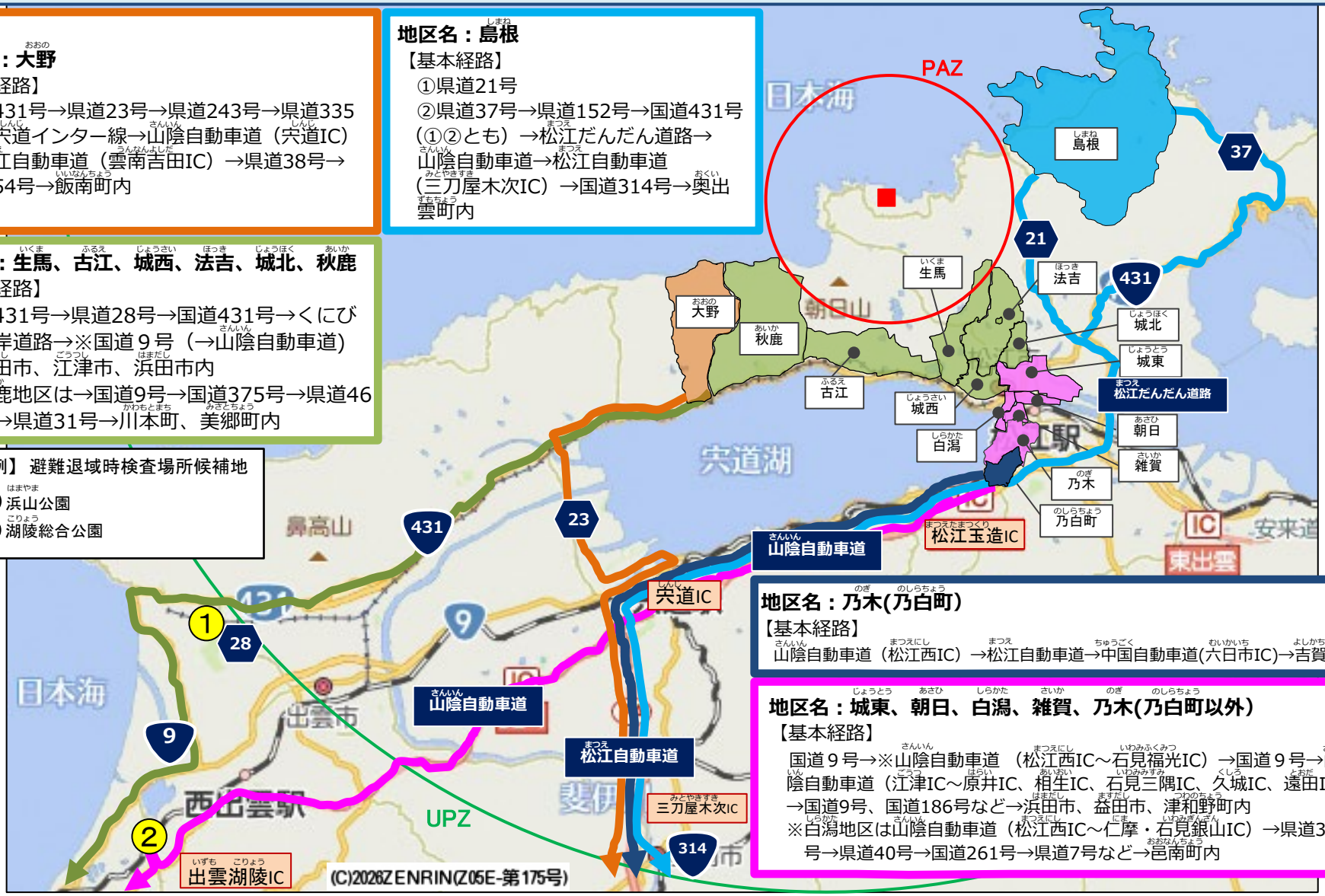

地区名：乃木(乃白町)
【基本経路】
山陰自動車道（松江西IC）→松江自動車道→中国自動車道(六日市IC)→吉賀町内

地区名：城東、朝日、白潟、雑賀、乃木(乃白町以外)
【基本経路】
国道９号→※山陰自動車道（松江西IC～石見福光IC）→国道９号→山陰自動車道（江津IC～原井IC、相生IC、石見三隅IC、久城IC、遠田IC）→国道9号、国道186号など→浜田市、益田市、津和野町内
※白潟地区は山陰自動車道（松江西IC～仁摩・石見銀山IC）→県道31号→県道40号→国道261号→県道7号など→邑南町内

島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（島根県内）までの主な経路②

城北地区、法吉地区　避難先：浜田市
【避難経由所】島根県立大学　他5
→【避難所】浜田水産高校　他47
→【広域福祉避難所】浜田市総合福祉センター　他9

城西地区　避難先：江津市
【避難経由所】総合市民センター　他3
→【避難所】江東中学校　他16
→【広域福祉避難所】都治地域コミュニティ交流センター　他10

生馬地区、古江地区　避難先：大田市
【避難経由所】邇摩高校　他4
→【避難所】大田西中学校　他22
→【広域福祉避難所】あすてらす　他7

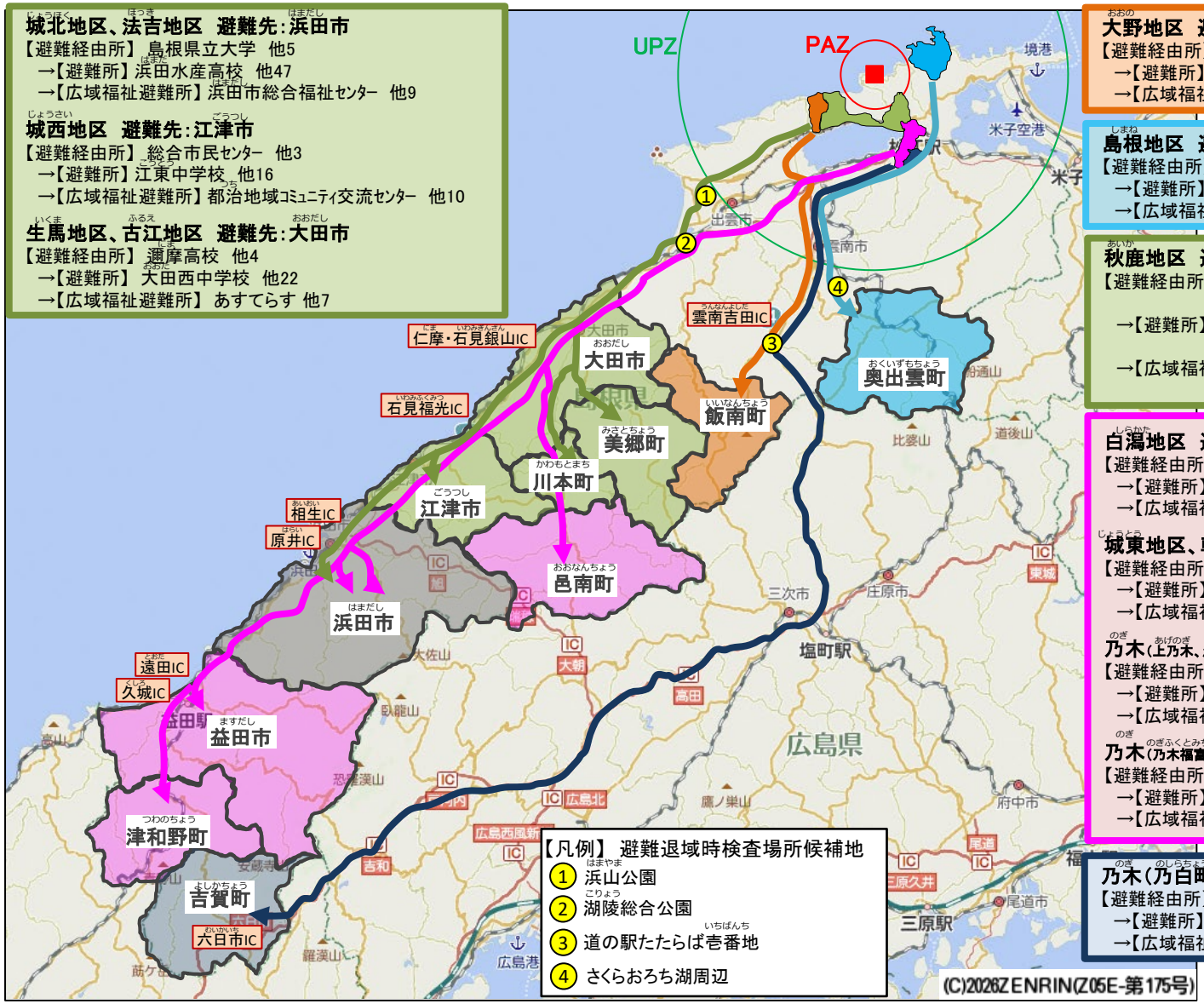

大野地区　避難先：飯南町
【避難経由所】道の駅赤来高原　他2
→【避難所】赤名農村環境改善センター　他10
→【広域福祉避難所】飯南町保健福祉センター　他2

島根地区　避難先：奥出雲町
【避難経由所】三成公園　他1
→【避難所】仁多中学校　他13
→【広域福祉避難所】あいコミュニティセンター　他6

秋鹿地区　避難先：美郷町・川本町
【避難経由所】（美郷町）防災公園
（川本町）悠邑ふるさと会館
→【避難所】（美郷町）邑智中学校　他1
（川本町）町民体育館　他3
→【広域福祉避難所】（美郷町）みさと館　他1
（川本町）悠邑ふるさと会館　他1

白潟地区　避難先：邑南町
【避難経由所】中野グラウンド　他1
→【避難所】井原公民館　他3
→【広域福祉避難所】矢上交流センター　他2

城東地区、朝日地区　避難先：浜田市
【避難経由所】金城総合運動公園　他2
→【避難所】浜田商業高校　他29
→【広域福祉避難所】周布まちづくりセンター　他11

乃木（上乃木、浜乃木）地区、雑賀地区　避難先：益田市
【避難経由所】万葉公園　他1
→【避難所】市民体育館　他79
→【広域福祉避難所】島根県芸術文化センター　他13

乃木（乃木福富町、田和山町、西郷島）地区　避難先：津和野町
【避難経由所】道の駅なごみの里　他1
→【避難所】日原体育館　他1
→【広域福祉避難所】津和野町民センター　他1

乃木（乃白町）地区　避難先：吉賀町
【避難経由所】六日市中学校
→【避難所】町民六日市体育館　他3
→【広域福祉避難所】六日市基幹集落センター

島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（岡山県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

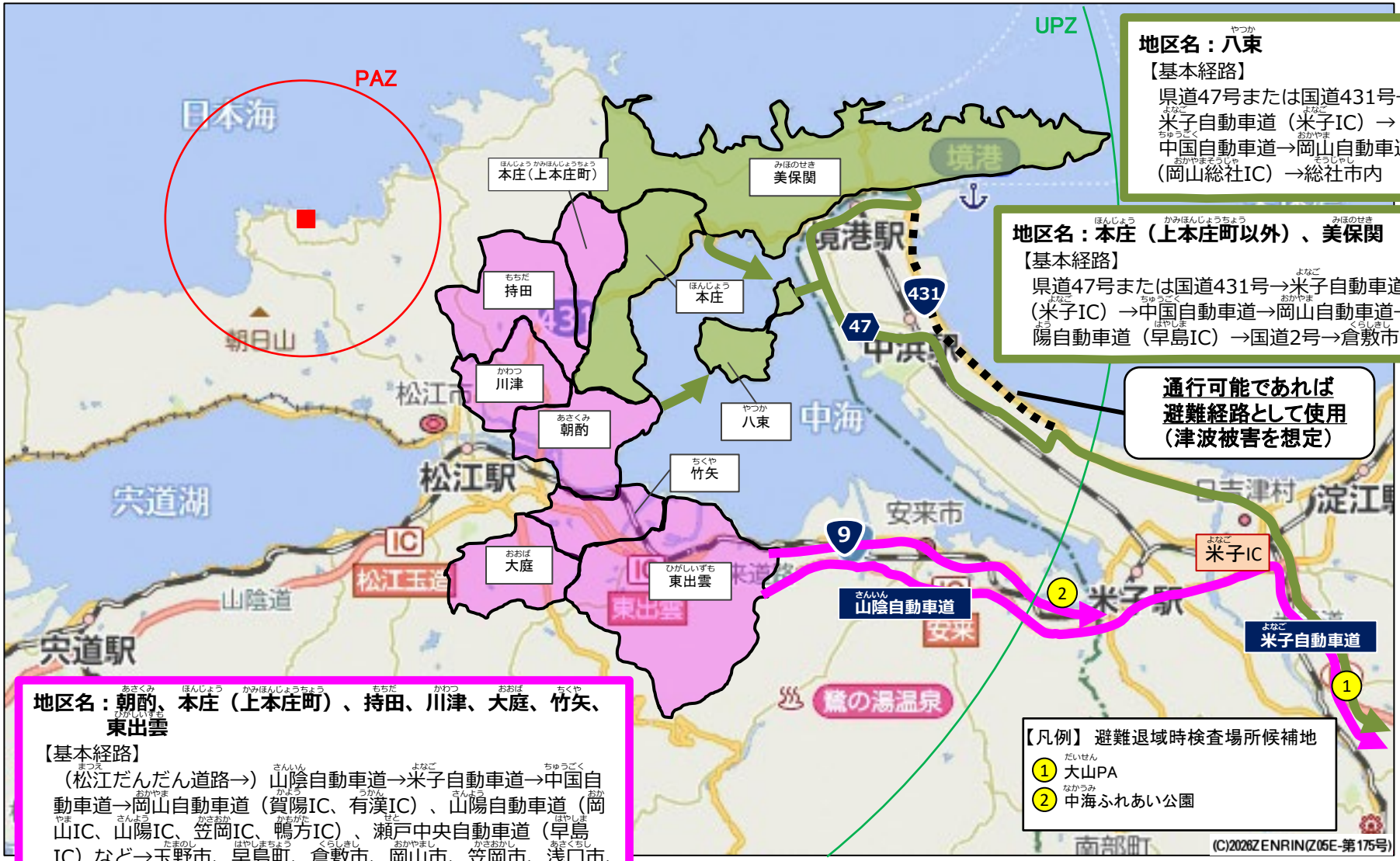

地区名：八束

【基本経路】

県道47号または国道431号→米子自動車道（米子IC）→中国自動車道→岡山自動車道（岡山総社IC）→総社市内

地区名：本庄（上本庄町以外）、美保関

【基本経路】

県道47号または国道431号→米子自動車道（米子IC）→中国自動車道→岡山自動車道→山陽自動車道（早島IC）→国道2号→倉敷市内

通行可能であれば避難経路として使用（津波被害を想定）

地区名：朝酌、本庄（上本庄町）、持田、川津、大庭、竹矢、東出雲

【基本経路】

（松江だんだん道路→）山陰自動車道→米子自動車道→中国自動車道→岡山自動車道（賀陽IC、有漢IC）、山陽自動車道（岡山IC、山陽IC、笠岡IC、鴨方IC）、瀬戸中央自動車道（早島IC）など→玉野市、早島町、倉敷市、岡山市、笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町、新見市、高梁市、井原市、吉備中央町内

【凡例】 避難退域時検査場所候補地

① 大山PA

② 中海ふれあい公園

島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（岡山県内）までの主な経路②

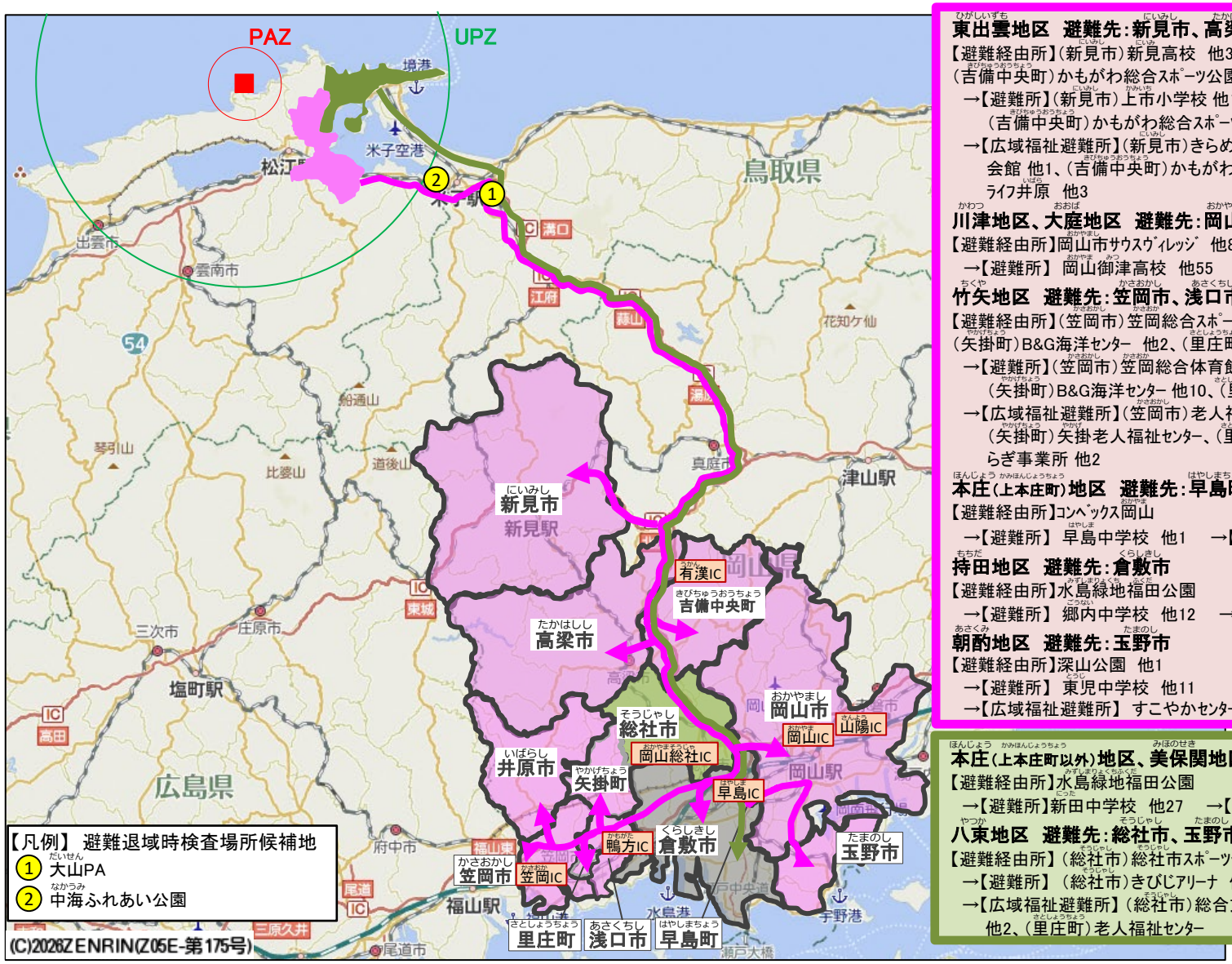

【凡例】 避難退域時検査場所候補地
① 大山PA
② 中海ふれあい公園

東出雲地区　避難先：新見市、高梁市、吉備中央町、井原市

【避難経由所】(新見市)新見高校　他3、(高梁市)ききょう緑地ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ　他1、(吉備中央町)かもがわ総合ｽﾎﾟｰﾂ公園、(井原市)井原運動公園　他2

→【避難所】(新見市)上市小学校 他17、(高梁市)高梁市民体育館 他10、(吉備中央町)かもがわ総合ｽﾎﾟｰﾂ公園体育館、(井原市)井原小学校　他25

→【広域福祉避難所】(新見市)きらめき広場・哲西 他7、(高梁市)高梁総合文化会館 他1、(吉備中央町)かもがわ総合ｽﾎﾟｰﾂ公園体育館、(井原市)ｱｸﾃｨﾌﾞﾗｲﾌ井原　他3

川津地区、大庭地区　避難先：岡山市

【避難経由所】岡山市ｻｳｽｳﾞｨﾚｯｼﾞ　他8

→【避難所】 岡山御津高校　他55　→【広域福祉避難所】 足守公民館　他30

竹矢地区　避難先：笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町、吉備中央町

【避難経由所】(笠岡市)笠岡総合ｽﾎﾟｰﾂ公園、(浅口市)金光ｽﾎﾟｰﾂ公園　他2、(矢掛町)B&G海洋ｾﾝﾀｰ　他2、(里庄町)つばきの丘運動公園

→【避難所】(笠岡市)笠岡総合体育館 他1、(浅口市)市立天草公園体育館 他5、(矢掛町)B&G海洋ｾﾝﾀｰ 他10、(里庄町)里庄中学校 他2

→【広域福祉避難所】(笠岡市)老人福祉ｾﾝﾀｰ 他1、(浅口市)健康福祉ｾﾝﾀｰ、(矢掛町)矢掛老人福祉ｾﾝﾀｰ、(里庄町)老人福祉ｾﾝﾀｰ、(吉備中央町)やすらぎ事業所 他2

本庄(上本庄町)地区　避難先：早島町

【避難経由所】ｺﾝﾍﾞｯｸｽ岡山

→【避難所】 早島中学校　他1　→【広域福祉避難所】 地域福祉ｾﾝﾀｰ

持田地区　避難先：倉敷市

【避難経由所】水島緑地福田公園

→【避難所】 郷内中学校　他12　→【広域福祉避難所】 ﾗｲﾌﾊﾟｰｸ倉敷　他6

朝酌地区　避難先：玉野市

【避難経由所】深山公園　他1

→【避難所】 東児中学校　他11

→【広域福祉避難所】 すこやかｾﾝﾀｰ　他2

本庄(上本庄町以外)地区、美保関地区　避難先：倉敷市

【避難経由所】水島緑地福田公園

→【避難所】新田中学校　他27　→【広域福祉避難所】ﾗｲﾌﾊﾟｰｸ倉敷　他6

八束地区　避難先：総社市、玉野市、里庄町

【避難経由所】(総社市)総社市ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ　他1

→【避難所】 (総社市)きびじｱﾘｰﾅ　他2

→【広域福祉避難所】(総社市)総合文化ｾﾝﾀｰ　他6、(玉野市)すこやかｾﾝﾀｰ　他2、(里庄市)老人福祉ｾﾝﾀｰ

島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

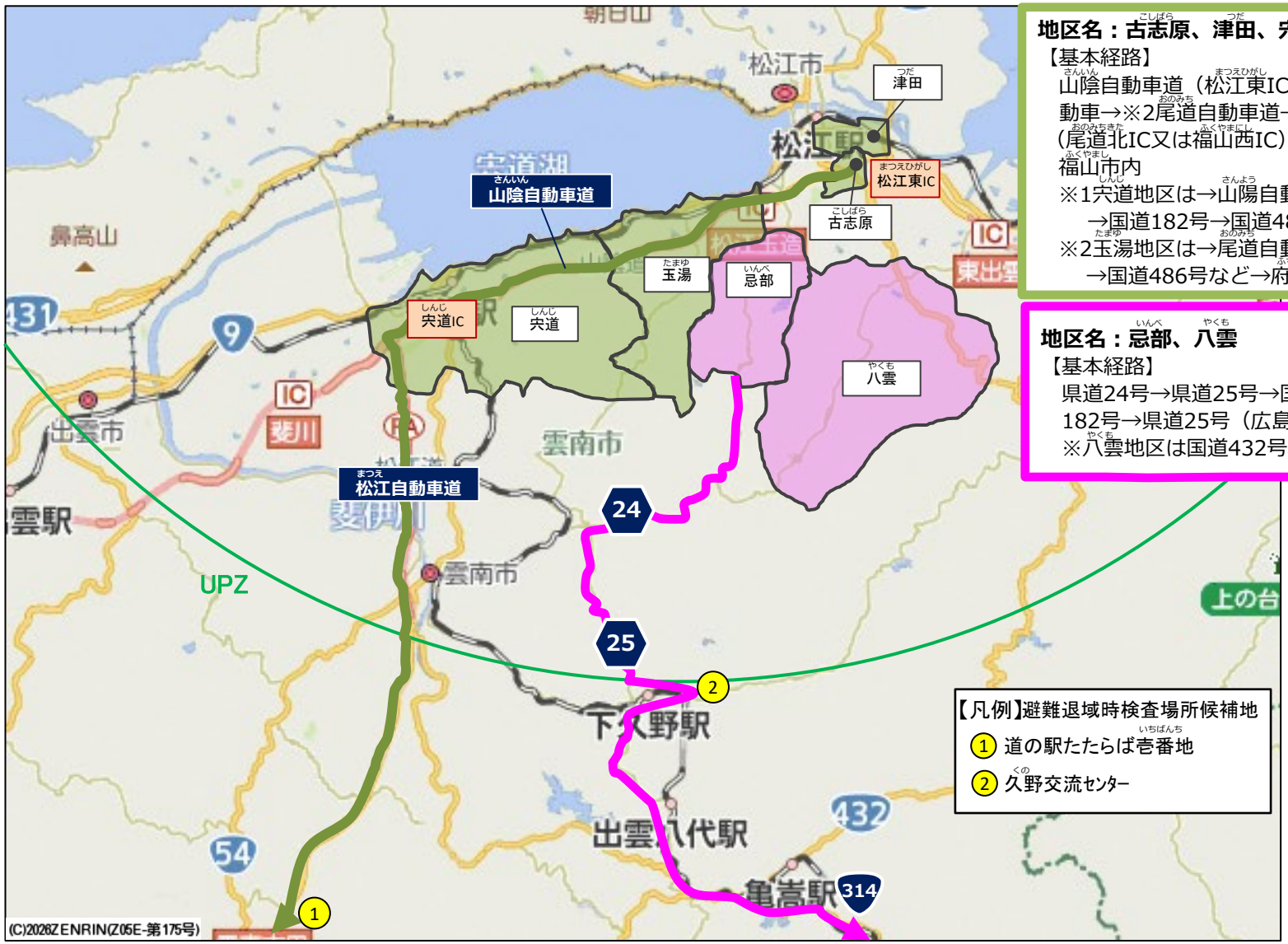

地区名：古志原、津田、宍道、玉湯

【基本経路】

山陰自動車道（松江東IC、宍道IC）→松江自動車→※2尾道自動車道→※1山陽自動車道（尾道北IC又は福山西IC）→国道2号→尾道市、福山市内

※1宍道地区は→山陽自動車道（福山東IC）→国道182号→国道486号→福山市内

※2玉湯地区は→尾道自動車道（尾道北IC）→国道486号など→府中市内

地区名：忌部、八雲

【基本経路】

県道24号→県道25号→国道314号→※国道182号→県道25号（広島県）→神石高原町内

※八雲地区は国道432号→庄原市内

【凡例】避難退域時検査場所候補地

① 道の駅たたらば壱番地

② 久野交流センター

島根県松江市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

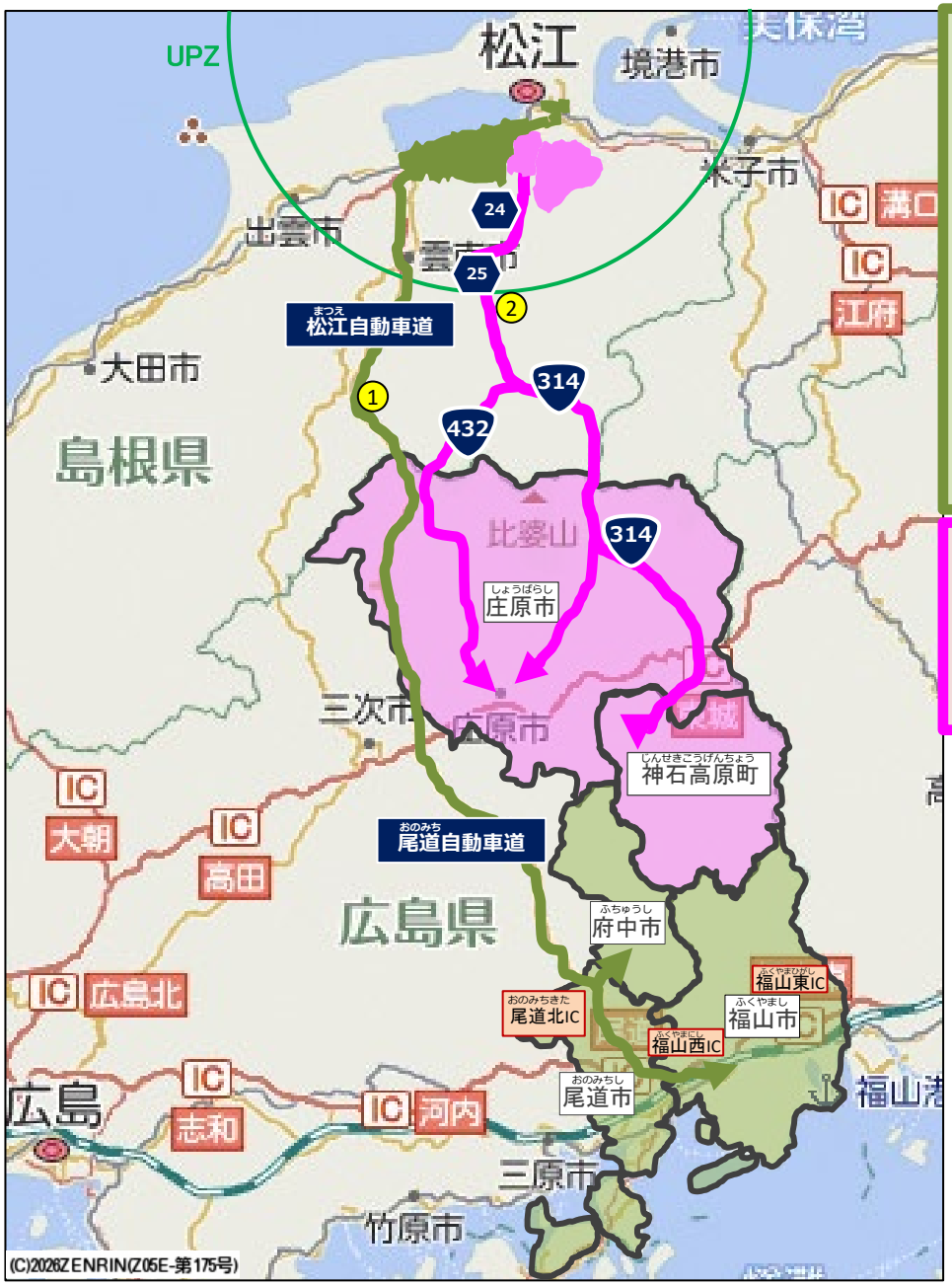

古志原地区　避難先：尾道市
【避難経由所】東尾道多目的競技場　他4
→【避難所】 山波小学校　他53　→【広域福祉避難所】 長者原ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ　他3

津田地区　避難先：福山市
【避難経由所】竹ヶ端運動公園　他4
→【避難所】 神村小学校　他68
→【広域福祉避難所】 ※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設　69

宍道地区　避難先：福山市
【避難経由所】ふくやま産業交流館駐車場
→【避難所】 駅家小学校　他53
→【広域福祉避難所】 ※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設　69

玉湯地区　避難先：府中市
【避難経由所】府中市中須ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ　他4
→【避難所】 国府小学校　他19　→【広域福祉避難所】 市立保健福祉総合ｾﾝﾀｰ　他2

忌部地区　避難先：神石高原町
【避難経由所】帝釈峡ｽｺﾗ高原神石ｺｽﾓﾄﾞｰﾑ駐車場
→【避難所】 総合交流ｾﾝﾀｰじんせきの里　他3　→【広域福祉避難所】 三和公民館

八雲地区　避難先：庄原市
【避難経由所】備北丘陵公園第2駐車場及び第5駐車場　他1
→【避難所】 庄原市民会館　他24　→【広域福祉避難所】 庄原市西城自治振興ｾﾝﾀｰ　他3

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 道の駅たたらば壱番地
② 久野交流ｾﾝﾀｰ

島根県出雲市におけるUPZから避難先自治体（出雲市内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

地区名：北浜、西田
【基本経路】
県道250号→県道275号→国道431号→くにびき海岸道路→出雲市内

地区名：伊野、東、佐香、檜山、灘分、久多美
【基本経路】
（市道平田松江幹線→県道232号→）国道431号→県道28号→出雲市内

地区名：平田
【基本経路】
国道431号→県道28号→国道431号→県道39号→出雲市内

地区名：出東、荘原
【基本経路】
国道９号→国道431号→出雲市内

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 東部高等技術校

島根県出雲市におけるUPZから避難先自治体（出雲市内）までの主な経路②

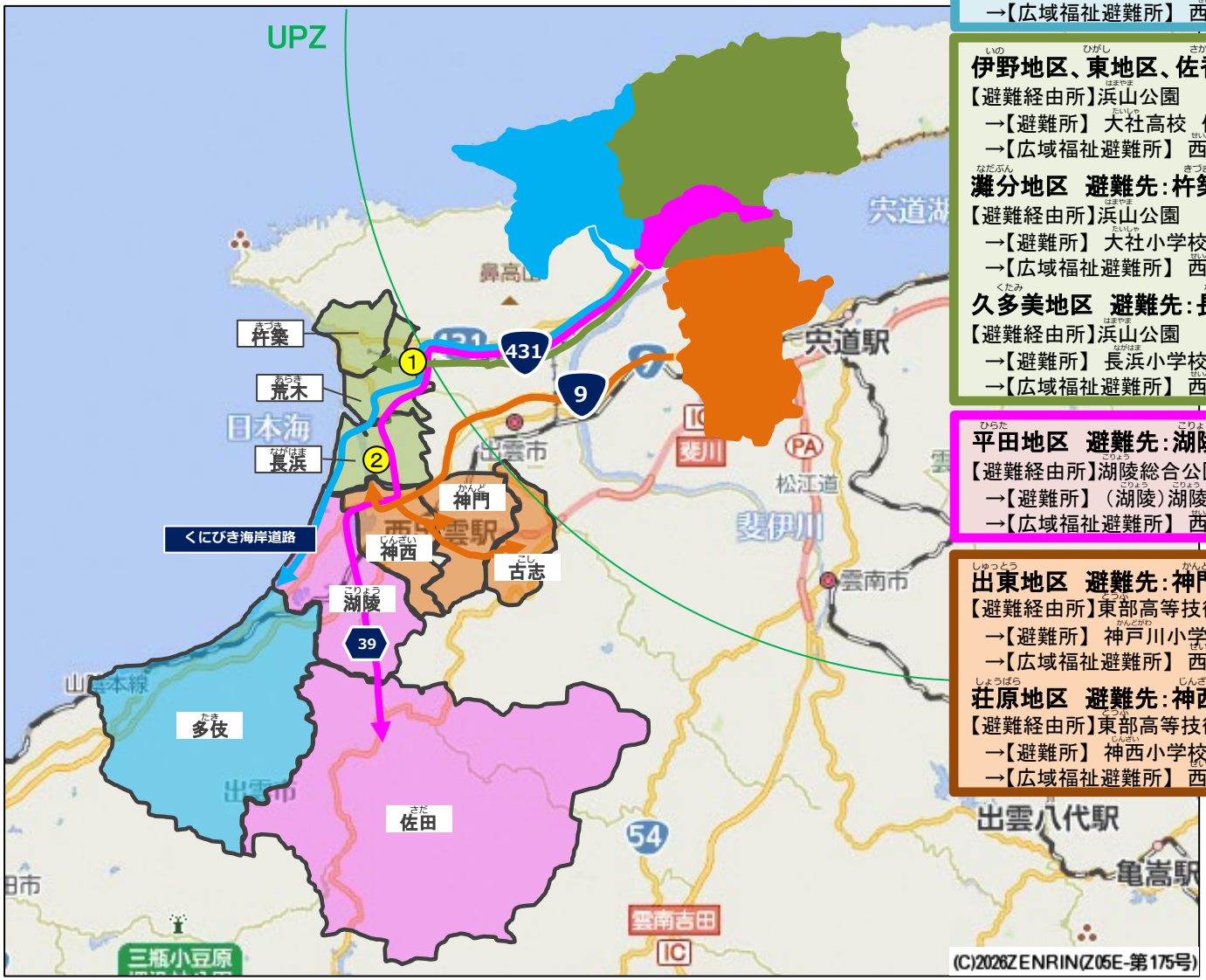

北浜地区、西田地区　避難先：多伎地区
【避難経由所】道の駅キララ多伎
→【避難所】 旧田儀小学校　他7
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

伊野地区、東地区、佐香地区、檜山地区　避難先：荒木地区
【避難経由所】浜山公園
→【避難所】 大社高校　他2
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

灘分地区　避難先：杵築地区
【避難経由所】浜山公園
→【避難所】 大社小学校　他4
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

久多美地区　避難先：長浜地区
【避難経由所】浜山公園
→【避難所】 長浜小学校　他1
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

平田地区　避難先：湖陵・佐田地区
【避難経由所】湖陵総合公園　他1
→【避難所】（湖陵）湖陵幼稚園　他3、（佐田）佐田中学校　他7
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

出東地区　避難先：神門・古志地区
【避難経由所】東部高等技術校
→【避難所】 神戸川小学校　他9
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

荘原地区　避難先：神西地区
【避難経由所】東部高等技術校
→【避難所】 神西小学校　他2
→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館　他35

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 東部高等技術校

島根県出雲市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

地区名：鵜鷺、国富、高浜、遙堪

【基本経路】

（県道23号→県道29号→）国道431号→県道28号→国道431号→くにびき海岸道路→国道９号→山陰自動車道→浜田自動車道→中国自動車道→広島自動車道→（山陽自動車道）→江田島市、安芸高田市、広島市内

地区名：鰐淵、鳶巣

【基本経路】

国道431号→県道28号→国道431号→くにびき海岸道路→国道９号→国道261号→国道191号→国道54号→県道84号（広島県）→県道37号（広島県）→県道164号（広島県）→海田町、府中町内

地区名：高松

【基本経路】

国道９号→山陰自動車道→浜田自動車道→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道→広島高速1号2号→広島呉道路→呉市内

地区名：直江、四絡、川跡、今市

【基本経路】

国道９号→国道261号→※国道433号→北広島町内

※四絡地区、川跡地区は国道191号→国道54号→広島市内

※今市地区は国道191号→県道38号（広島県）→県道71号（広島県）→県道290号（広島県）→国道2号→廿日市市内

地区名：久木、伊波野、出西、上津、稗原、大津

【基本経路】

（国道９号→）県道26号または県道51号→※国道54号→安芸高田市、広島市内

※上津地区は→国道54号→国道375号→県道340号（広島県）→県道33号（広島県）→県道46号（広島県）→国道２号→県道174号（広島県）→熊野町内

※稗原地区は→国道54号→県道84号（広島県）→県道37号（広島県）→県道164号（広島県）→国道31号→坂町内

地区名：阿宮

【基本経路】

県道26号→松江自動車道（三刀屋木次IC）→中国自動車道（戸河内IC）→国道191号→安芸太田町内

地区名：塩冶、朝山

【基本経路】

国道184号→国道54号→※国道375号→185号→呉市内

※朝山地区は国道191号→県道38号（広島県）→県道71号（広島県）→県道290号（広島県）→国道２号→大竹市内

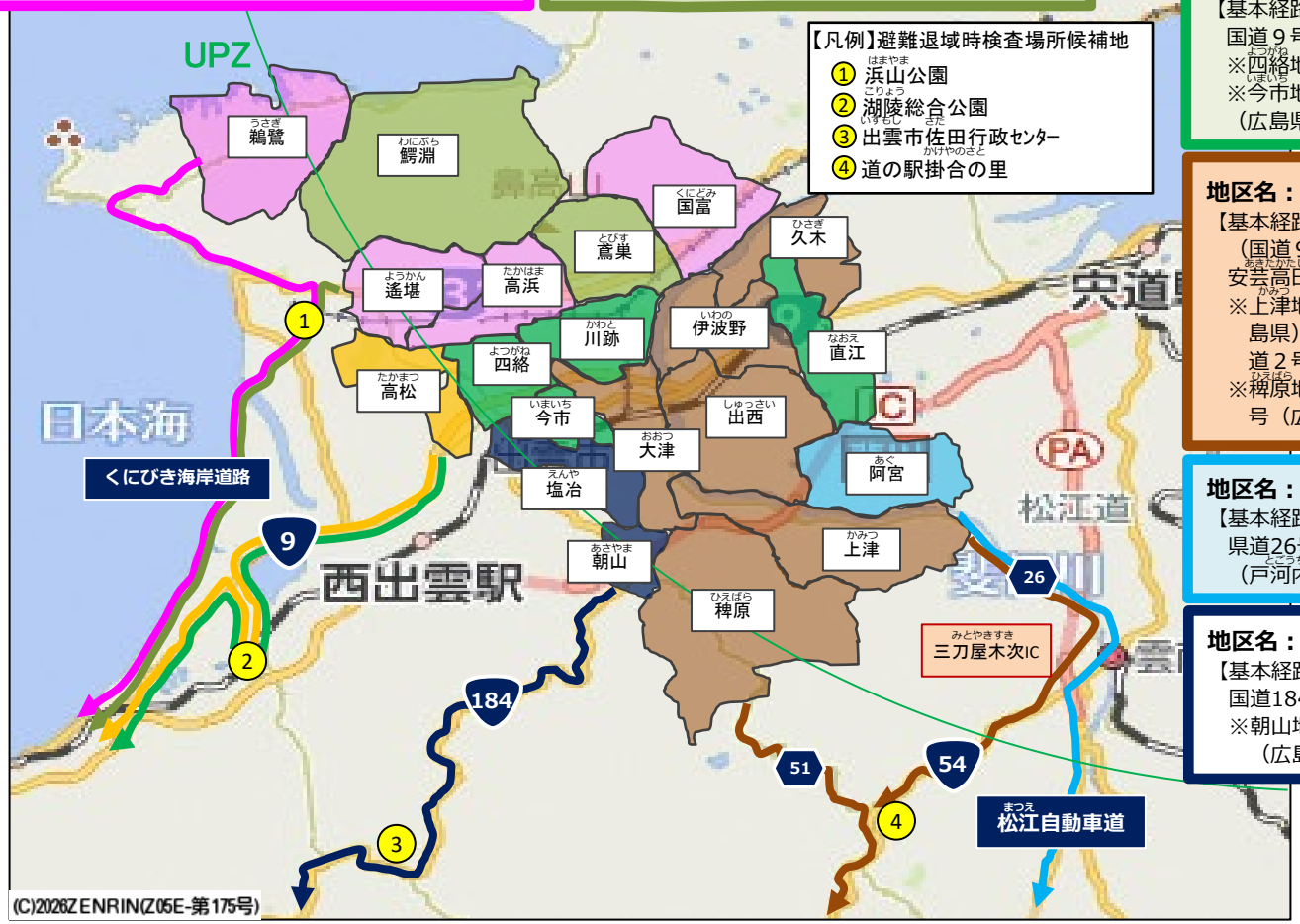

島根県出雲市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

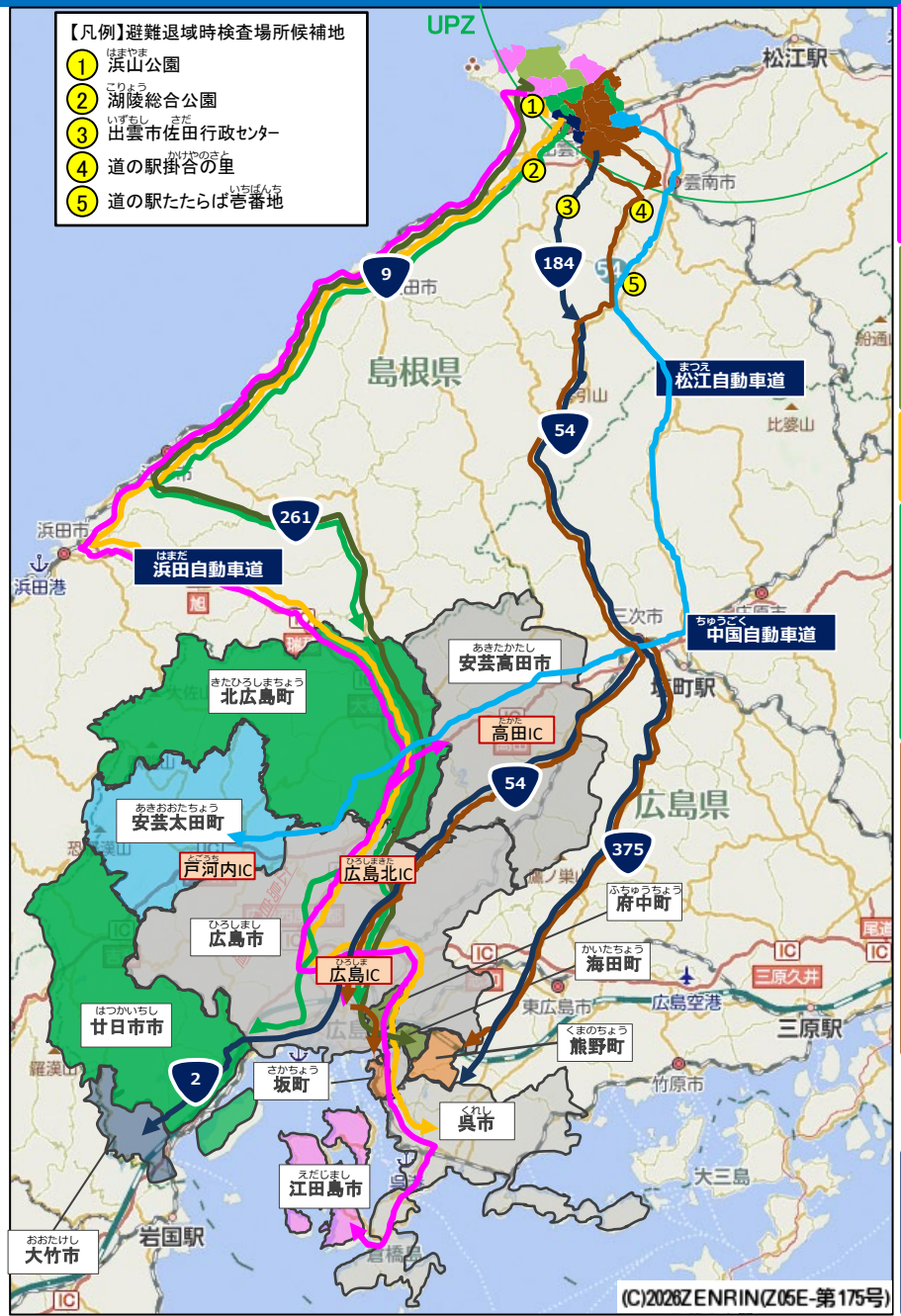

鵜鷺地区　避難先：江田島市
【避難経由所】能美運動公園
→【避難所】江田島市ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ　→【広域福祉避難所】能美福祉ｾﾝﾀｰ

国富地区　避難先：安芸高田市
【避難経由所】甲田文化ｾﾝﾀｰﾐｭｰｽﾞ　他1
→【避難所】甲田中学校　他7　→【広域福祉避難所】高宮老人福祉センター「福寿荘」他2

高浜地区、遙堪地区　避難先：広島市
【避難経由所】安芸矢野ﾆｭｰﾀｳﾝ中央公園　他5
→【避難所】三入公民館　他96　→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他188

鰐淵地区　避難先：海田町
【避難経由所】海田小学校
→【避難所】織田幹雄ｽｸｴｱ（海田公民館）　他5　→【広域福祉避難所】海田町福祉ｾﾝﾀｰ

鳶巣地区　避難先：府中町
【避難経由所】くすのきﾌﾟﾗｻﾞ　他1
→【避難所】府中公民館　他6　→【広域福祉避難所】くすのきﾌﾟﾗｻﾞ小ｱﾘｰﾅ　他1

高松地区　避難先：呉市
【避難経由所】IHIｱﾘｰﾅ呉（呉市体育館）
→【避難所】呉市立原小学校　他19　→【広域福祉避難所】阿賀まちづくりｾﾝﾀｰ　他4

直江地区　避難先：北広島町
【避難経由所】豊平総合運動公園　他3
→【避難所】とよひらｳｲﾝｸﾞ　他3　→【広域福祉避難所】大朝地域づくりｾﾝﾀｰ　他3

四絡地区、川跡地区　避難先：広島市
【避難経由所】福木公園　他24
→【避難所】三入公民館　他96　→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他188

今市地区　避難先：廿日市市
【避難経由所】もみのき森林公園　他4
→【避難所】佐伯高等学校　他26　→【広域福祉避難所】廿日市市総合健康福祉ｾﾝﾀｰ　他1

久木地区　避難先：安芸高田市
【避難経由所】吉田運動公園
→【避難所】ｸﾘｽﾀﾙｱｰｼﾞｮ　他4　→【広域福祉避難所】吉田生活改善ｾﾝﾀｰ　他2

伊波野地区、出西地区、大津地区　避難先：広島市
【避難経由所】井口台公園　他22
→【避難所】三入公民館　他96　→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他188

上津地区　避難先：熊野町
【避難経由所】熊野町民ｸﾞﾗﾝﾄﾞ
→【避難所】熊野町民体育館　他3　→【広域福祉避難所】熊野町公民館（熊野中央防災交流ｾﾝﾀｰ）

稗原地区　避難先：坂町
【避難経由所】ﾛｼﾞｺﾑｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ（北新地ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）
→【避難所】町民交流ｾﾝﾀｰ（ｼﾓﾊﾅ Hall）他3　→【広域福祉避難所】坂町保健ｾﾝﾀｰ　他1

阿宮地区　避難先：安芸太田町
【避難経由所】戸河内ふれあいｾﾝﾀｰ
→【避難所】殿賀ふれあいﾌﾟﾗｻﾞ　他7　→【広域福祉避難所】川・森・文化・交流ｾﾝﾀｰ　他1

塩治地区　避難先：呉市
【避難経由所】ｼｼﾝｺｰｵｰｸｱﾘｰﾅ（呉市総合体育館）
→【避難所】呉市立和庄小学校　他30　→【広域福祉避難所】昭和まちづくりｾﾝﾀｰ　他2

朝山地区　避難先：大竹市
【避難経由所】晴海臨海公園（管理棟）
→【避難所】大竹市総合市民会館　→【広域福祉避難所】ｻﾝﾄﾋﾟｱ大竹　他2

島根県安来市におけるUPZから避難先自治体（岡山県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

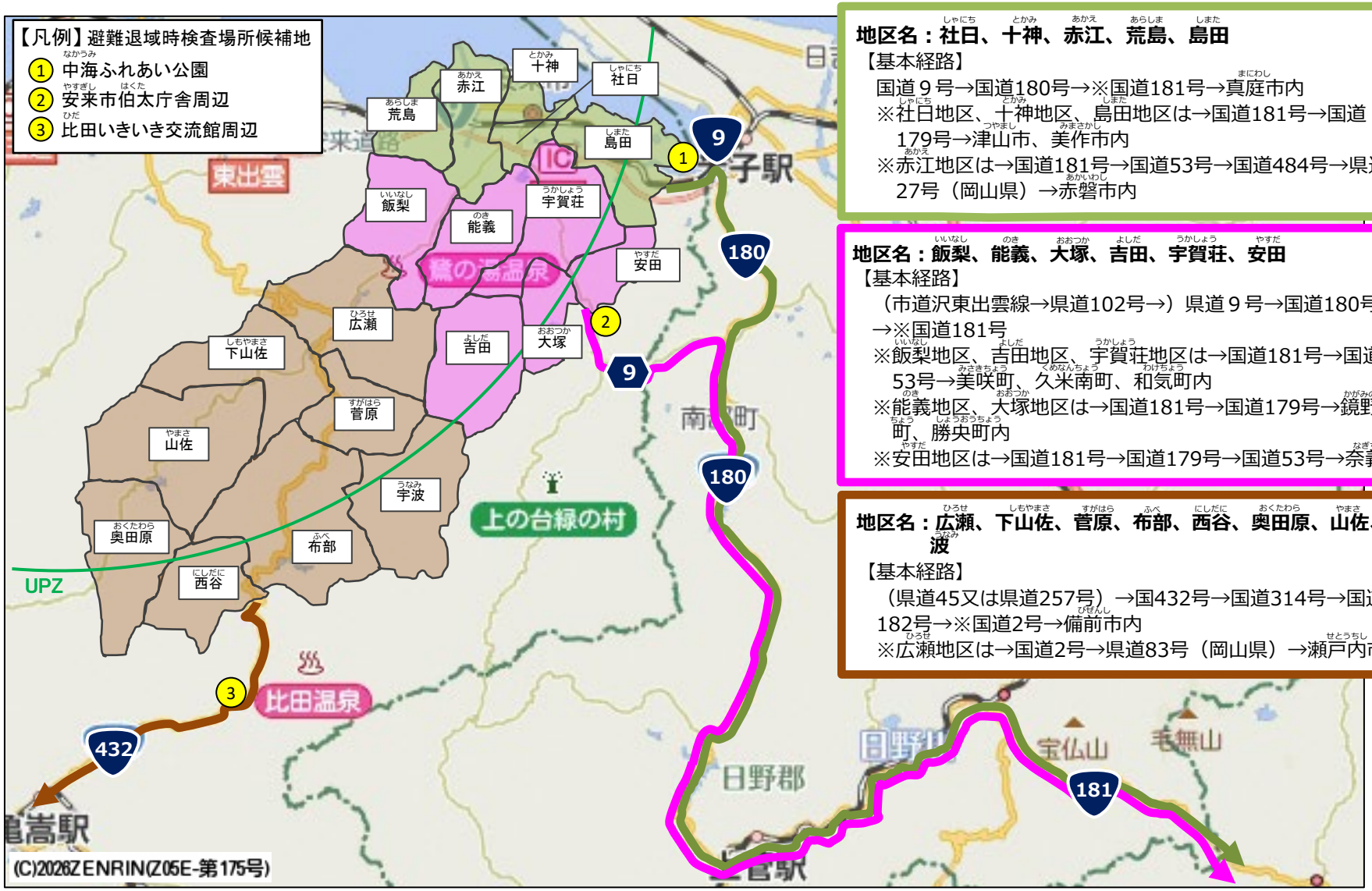

地区名：社日、十神、赤江、荒島、島田

【基本経路】

国道９号→国道180号→※国道181号→真庭市内

※社日地区、十神地区、島田地区は→国道181号→国道179号→津山市、美作市内

※赤江地区は→国道181号→国道53号→国道484号→県道27号（岡山県）→赤磐市内

地区名：飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、安田

【基本経路】

（市道沢東出雲線→県道102号→）県道９号→国道180号→※国道181号

※飯梨地区、吉田地区、宇賀荘地区は→国道181号→国道53号→美咲町、久米南町、和気町内

※能義地区、大塚地区は→国道181号→国道179号→鏡野町、勝央町内

※安田地区は→国道181号→国道179号→国道53号→奈義町内

地区名：広瀬、下山佐、菅原、布部、西谷、奥田原、山佐、宇波

【基本経路】

（県道45又は県道257号）→国432号→国道314号→国道182号→※国道2号→備前市内

※広瀬地区は→国道2号→県道83号（岡山県）→瀬戸内市内

島根県安来市（やすぎし）におけるUPZから避難先自治体（岡山県内）までの主な経路②

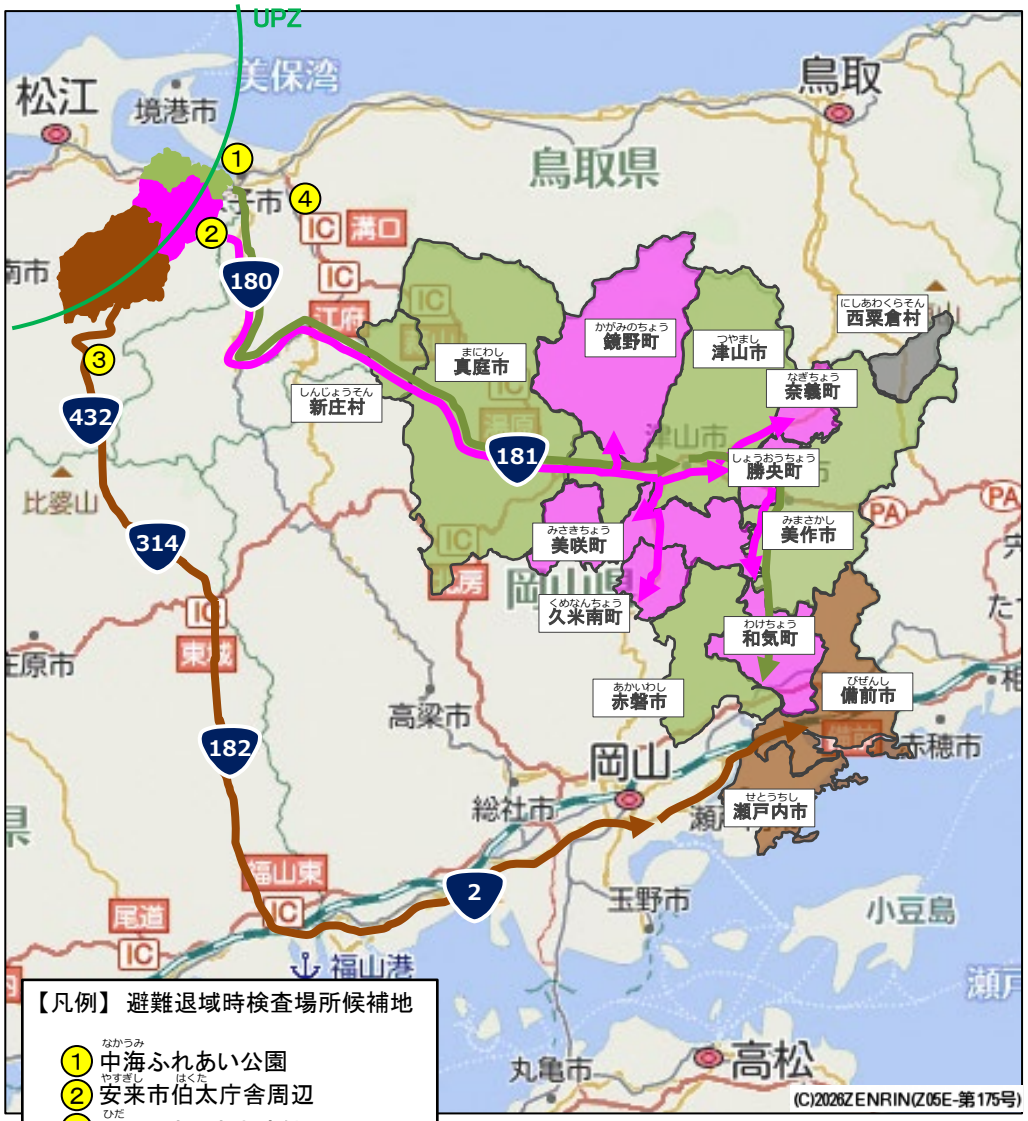

【凡例】 避難退域時検査場所候補地

① 中海（なかうみ）ふれあい公園
② 安来市（やすぎし）伯太（はくた）庁舎周辺
③ 比田（ひだ）いきいき交流館周辺
④ 大山（だいせん）PA

社日（しゃにち）地区、十神（とかみ）地区　避難先：津山（つやまし）市
【避難経由所】ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ津山（つやま）　他2
→【避難所】岡山県津山（つやま）総合体育館　他11　【広域福祉避難所】雇用労働ｾﾝﾀｰ　他3

赤江（あかえ）地区　避難先：赤磐（あかいわし）市
【避難経由所】赤磐（あかいわし）市役所　他5
→【避難所】山陽（さんよう）児童館（じどうかん）　他30　【広域福祉避難所】中央公民館　他7

荒島（あらしま）地区　避難先：真庭（まにわ）市
【避難経由所】宮芝（みやしば）公園　他3
→【避難所】真庭（まにわ）高校久世（くせ）校地　他6　【広域福祉避難所】北房（ほくぼう）文化ｾﾝﾀｰ　他6

島田（しまた）地区　避難先：美作（みまさかし）市
【避難経由所】みまさかｱﾘｰﾅ　他1
→【避難所】湯郷（ゆのごう）地域交流ｾﾝﾀｰ　他12　【広域福祉避難所】かつた市民ｾﾝﾀｰ　他2

飯梨（いいなし）地区　避難先：美咲（みさきちょう）町
【避難経由所】美咲（みさきちょう）町中央運動公園
→【避難所】中央運動公園（のぞ）総合体育館　他3　【広域福祉避難所】美咲（みさきちょう）町旭（あさひ）町民（ちょう）ｾﾝﾀｰ　他2

能義（のぎ）地区　避難先：鏡野（かがみのちょう）町
【避難経由所】鏡野（かがみのちょう）町文化ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
→【避難所】上斎原（かみさいばら）総合教育施設体育館　他2　【広域福祉避難所】福祉ｾﾝﾀｰ　他1

大塚（おおつか）地区　避難先：勝央（しょうおう）町
【避難経由所】勝央（しょうおう）中学校　他1
→【避難所】勝央（しょうおう）中学校　他1　【広域福祉避難所】　勝央（しょうおう）町総合保健福祉ｾﾝﾀｰ

吉田（よしだ）地区　避難先：久米南（くめなん）町
【避難経由所】久米南（くめなん）町民運動公園
→【避難所】久米南（くめなん）町民運動公園体育館　他2【広域福祉避難所】誕生寺（たんじょうじ）ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ　他3

宇賀荘（うかしょう）地区　避難先：和気（わけ）町
【避難経由所】和気（わけ）町体育館　他1
→【避難所】和気（わけ）町体育館　他11　【広域福祉避難所】和気鵜飼谷（うがいだに）温泉

安田（やすだ）地区　避難先：奈義（なぎ）町
【避難経由所】奈義（なぎ）町文化ｾﾝﾀｰ
→【避難所】奈義（なぎ）小学校　他1　【広域福祉避難所】奈義（なぎ）町保健相談ｾﾝﾀｰ　他1

広瀬（ひろせ）地区　避難先：瀬戸内（せとうち）市
【避難経由所】長船（おさふね）ｽﾎﾟｰﾂ公園
→【避難所】長船（おさふね）中学校　他3　【広域福祉避難所】瀬戸内（せとうち）市中央公民館　他1

下山佐（しもやまさ）地区、菅原（すがはら）地区、布部（ぬべ）地区、西谷（にしたに）地区、奥田原（おくたはら）地区、山佐（やまさ）地区、宇波（うなみ）地区
避難先：備前（びぜん）市
【避難経由所】備前（びぜん）市総合運動公園　他1
→【避難所】備前（びぜん）市総合運動公園体育館　他3　【広域福祉避難所】ﾘﾌﾚｾﾝﾀｰびぜん　他2

※下記3地区の社会福祉施設入所者に限り、上記以外の避難先自治体に避難。
（　）内は避難先自治体

①社日（しゃにち）地区（鏡野（かがみのちょう）町）
②十神（とかみ）地区（真庭（まにわ）市、赤磐（あかいわし）市、久米南（くめなん）町、新庄（しんじょう）村（そん）、西粟倉（にしあわくら）村（そん））
③下山佐（しもやまさ）地区（瀬戸内（せとうち）市）

島根県雲南市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路①

➢ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 道の駅掛合の里
② 道の駅たたらば壱番地
③ 吉田総合センター周辺
④ さくらおろち湖周辺
⑤ 久野交流センター

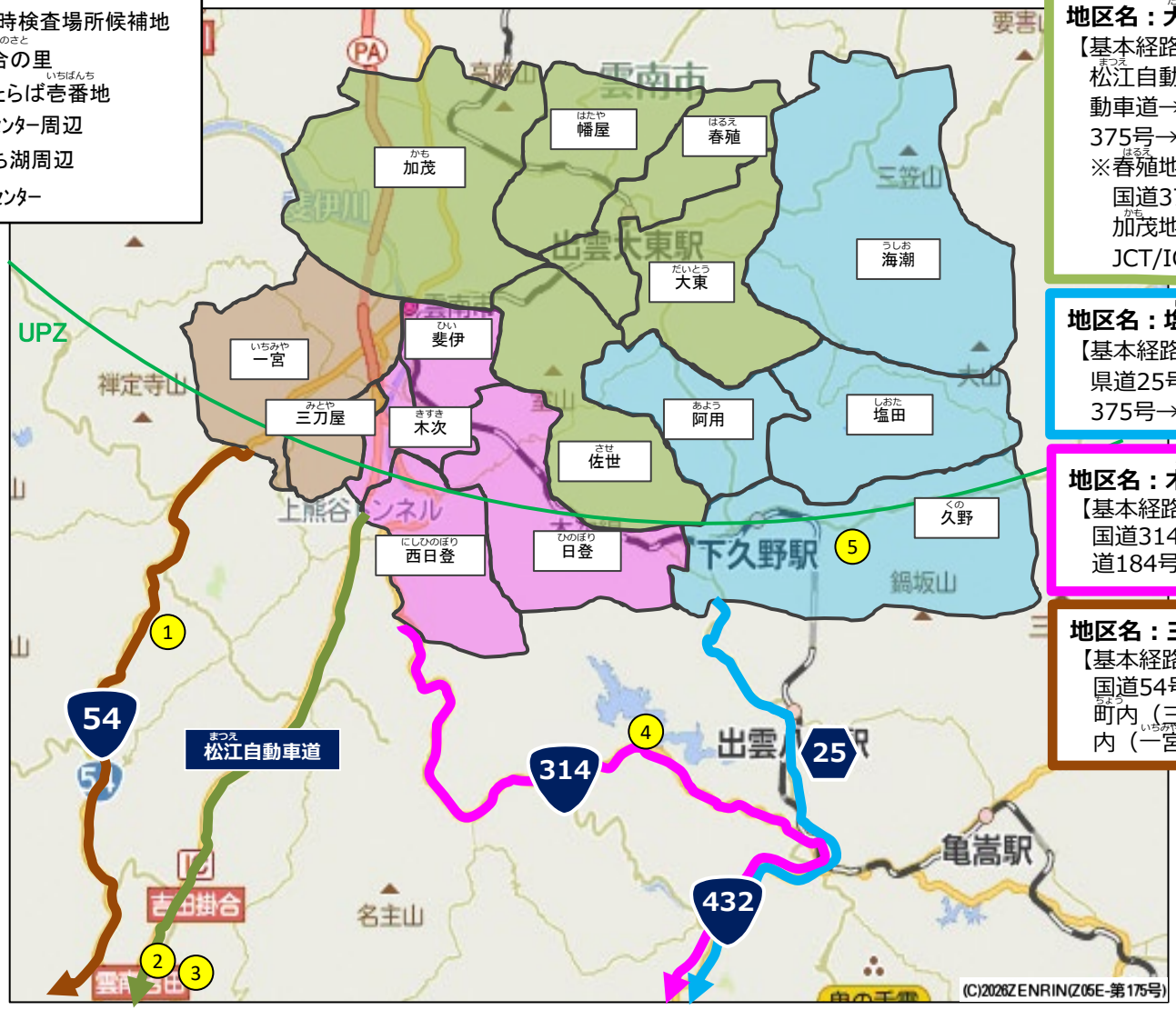

地区名：大東、春殖、幡屋、佐世、加茂
【基本経路】
松江自動車道（三刀屋木次IC）→※尾道自動車道→山陽自動車道（西条IC）→国道375号→東広島市内
※春殖地区は→中国自動車道（三次IC）→国道375号→東広島市内
加茂地区は→中国自動車道（三次東JCT/IC）→国道183号→三次市内

地区名：塩田、阿用、久野、海潮
【基本経路】
県道25号→国道432号→国道183号→国道375号→東広島市内

地区名：木次、斐伊、日登、西日登
【基本経路】
国道314号→国道432号→国道183号→国道184号→県道25号（広島県）→三原市内

地区名：三刀屋、一宮
【基本経路】
国道54号→国道183号→国道184号→世羅町内（三刀屋地区）→国道432号→竹原市内（一宮地区）

島根県雲南市におけるUPZから避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

【凡例】避難退域時検査場所候補地

1. 道の駅掛合の里
2. 道の駅たたらば壱番地
3. 吉田総合センター周辺
4. さくらおろち湖周辺
5. 久野交流センター

大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区　避難先：東広島市

【避難経由所】東広島運動公園　他3

→【避難所】東広島運動公園体育館　他17　【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター　他9

加茂地区　避難先：三次市

【避難経由所】県立みよし公園　他2

→【避難所】三次中学校（体育館のみ）　他59　【広域福祉避難所】三次コミュニティセンター　他12

塩田地区、阿用地区、久野地区、海潮地区　避難先：東広島市

【避難経由所】東広島運動公園　他4

→【避難所】東広島運動公園体育館　他10　【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター 他9

木次地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区　避難先：三原市

【避難経由所】三原市久井支所　他3

→【避難所】久井コミュニティーセンター　他21　【広域福祉避難所】大和保健福祉センター　他4

三刀屋地区　避難先：世羅町

【避難経由所】せら香遊ランド

→【避難所】中央自治センター　他26　【広域福祉避難所】宇津戸自治センター　他12

一宮地区　避難先：竹原市

【避難経由所】総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド

→【避難所】吉名地域交流センター　他32　【広域福祉避難所】竹原市民館

鳥取県米子市におけるUPZから避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間（境水道大橋から河崎交差点）は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用

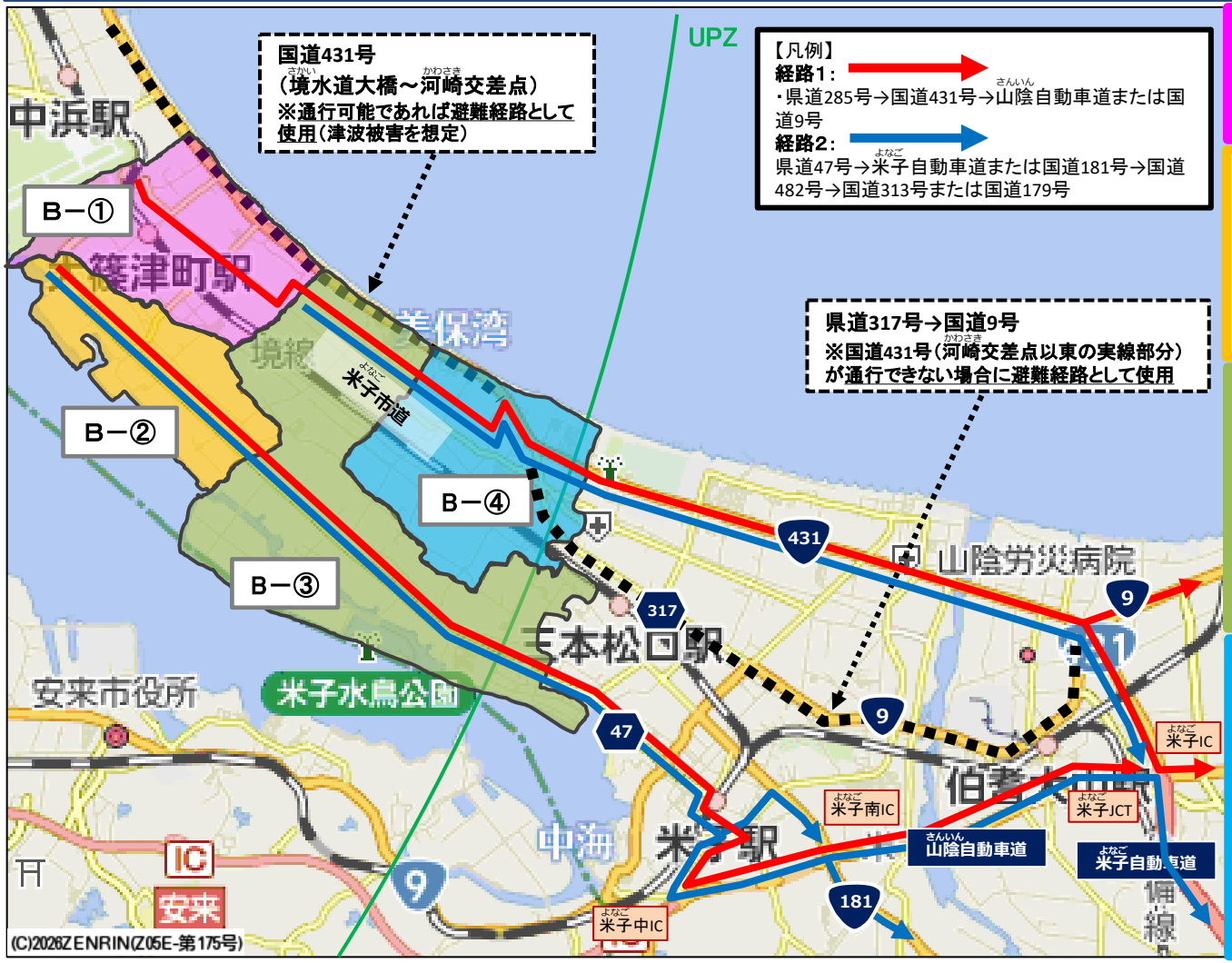

地区名：B－①（大篠津町、和田町）

【基本経路】

経路１：

県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市、倉吉市内

地区名：B－②（崎津１～10区）

【基本経路】

経路１：崎津１，２区

県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市内

経路２：上記以外

県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号→倉吉市内

地区名：B－③（富益町、彦名町、安倍、中ノ海、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部））

【基本経路】

経路１：富益町、安倍、上後藤２区、旗ヶ崎3区南、中ノ海1区、中ノ海２区

県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道９号→湯梨浜町、倉吉市、琴浦町内

経路２：上記以外

県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号→倉吉市、三朝町内

地区名：B－④（夜見町、河崎、両三柳（一部））

【基本経路】

経路１：夜見町、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南、三柳北、加茂5区西・中、浜河崎

県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道９号→北栄町、琴浦町内

経路２：上記以外

県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号→倉吉市、三朝町内

鳥取県米子市におけるUPZから避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路②

【凡例】避難退域時検査場所候補地

1. 東伯総合公園体育館
2. 中山農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ
3. 名和農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ
4. 江府町立総合体育館
5. 伯耆町B&G海洋ｾﾝﾀｰ
6. 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
7. 大山PA

【凡例】

経路1： →

・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号

経路2： →

・県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

B－①地区（大篠津町） 避難先：鳥取市（気高町、鹿野町）

【避難経路】経路１

→【避難所】宝木小学校　他7

B－①地区（和田町） 避難先：倉吉市

【避難経路】経路１

→【避難所】倉吉未来中心　他4

B－②地区（崎津1,2区） 避難先：鳥取市（青谷町）

【避難経路】経路１

→【避難所】青谷高校

B－②地区（崎津３～10区） 避難先：倉吉市

【避難経路】経路２

→【避難所】倉吉市営体育ｾﾝﾀｰ　他7

B－③地区（富益町、上後藤2区） 避難先：湯梨浜町

【避難経路】経路１

→【避難所】ﾊﾜｲｱﾛﾊﾎｰﾙ　他21

B－③地区（彦名1,4,13,14区） 避難先：三朝町

【避難経路】経路２

→【避難所】三朝町総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ　他6

B－③地区（彦名2,3,5～12区、上後藤4区、旗ヶ崎3区北） 避難先：倉吉市

【避難経路】経路２

→【避難所】倉吉農業高校　他19

B－③地区（安倍、中ノ海1,2区） 避難先：倉吉市

【避難経路】経路１

→【避難所】倉吉東高校　他6

B－③地区（旗ヶ崎3区南） 避難先：琴浦町

【避難経路】経路１

→【避難所】成美公民館　他9

B－④地区（夜見１区、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南、三柳北） 避難先：北条町

【避難経路】経路１

→【避難所】北条小学校体育館　他10

B－④地区（夜見2～6区、加茂5区西・中、浜河崎） 避難先：琴浦町

【避難経路】経路１

→【避難所】生涯学習ｾﾝﾀｰ　他19

B－④地区（芝谷、河崎団地西、河崎新田、河崎ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ、三柳団地3,4区） 避難先：倉吉市

【避難経路】経路２

→【避難所】鴨川中学校　他8

B－④地区（加茂住宅） 避難先：三朝町

【避難経路】経路２

→【避難所】高勢公民館　他1

鳥取県境港市におけるUPZから避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間（境水道大橋から河崎交差点）は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用

【凡例】
経路1：
・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号
経路3：
・県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

国道431号
（境水道大橋～河崎交差点）
※通行可能であれば避難経路として使用
（津波被害を想定）

地区名：A－①（外江町、清水町、芝町、西工業団地、弥生町）
【基本経路】
経路１：
国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市内

地区名：A－②（渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町）
【基本経路】
経路１：夕日ヶ丘2丁目
国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市内
経路3：上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号→鳥取市内

地区名：A－③（浜ノ町、大正町、松ケ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町）
【基本経路】
経路１：浜ノ町、大正町、松ケ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町
国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市内
経路3：上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号→鳥取市内

地区名：A－④（竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目）
【基本経路】
経路１：竹内町、誠道町、三軒屋町
国道431号→山陰自動車道または国道９号→鳥取市、岩美町内
経路３：上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号→鳥取市、岩美町、八頭町内

鳥取県境港市におけるUPZから避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路②

A－①地区　避難先：鳥取市
【避難経路】経路１
→【避難所】日進小学校　他27

A－②地区（渡町、中海干拓地、森岡町）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路３
→【避難所】鳥取市武道館　他13

A－②地区（夕日ケ丘2丁目）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路１
→【避難所】青谷町体育館　他3

A－③地区（浜ノ町、大正町、松ケ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路１
→【避難所】湖南学園　他35

A－③地区（朝日町、入船町、東本町、東雲町、花町、岬町、昭和町、中野町、福定町）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路３
→【避難所】神戸地区公民館　他25

A－④地区（竹内町）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路１
→【避難所】谷地区公民館　他10

A－④地区（美保町、竹内団地、高松町）　避難先：鳥取市
【避難経路】経路３
→【避難所】河原町コミュニティセンター　他5

A－④地区（誠道町、三軒屋町）　避難先：岩美町
【避難経路】経路１
→【避難所】岩美北小学校体育館　他7

A－④地区（夕日ケ丘1丁目、麦垣町）　避難先：岩美町
【避難経路】経路３
→【避難所】岩美町民体育館　他5

A－④地区（新屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、幸神町）　避難先：八頭町
【避難経路】経路３
→【避難所】郡家西小学校体育館　他10

台風や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OILの超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）

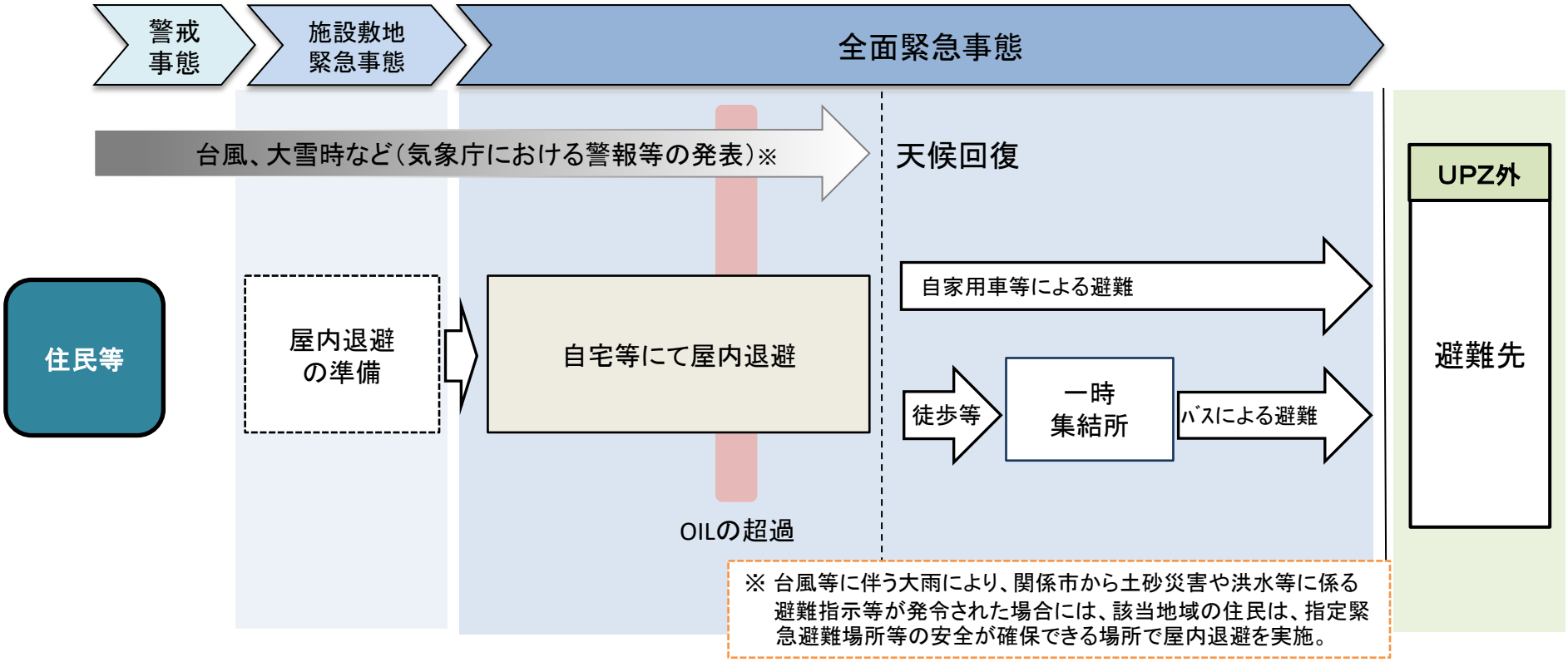

自然災害等（地震、津波等※1）により屋内退避が困難となる場合のUPZの防護措置

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び島根県・鳥取県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

＜屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合＞

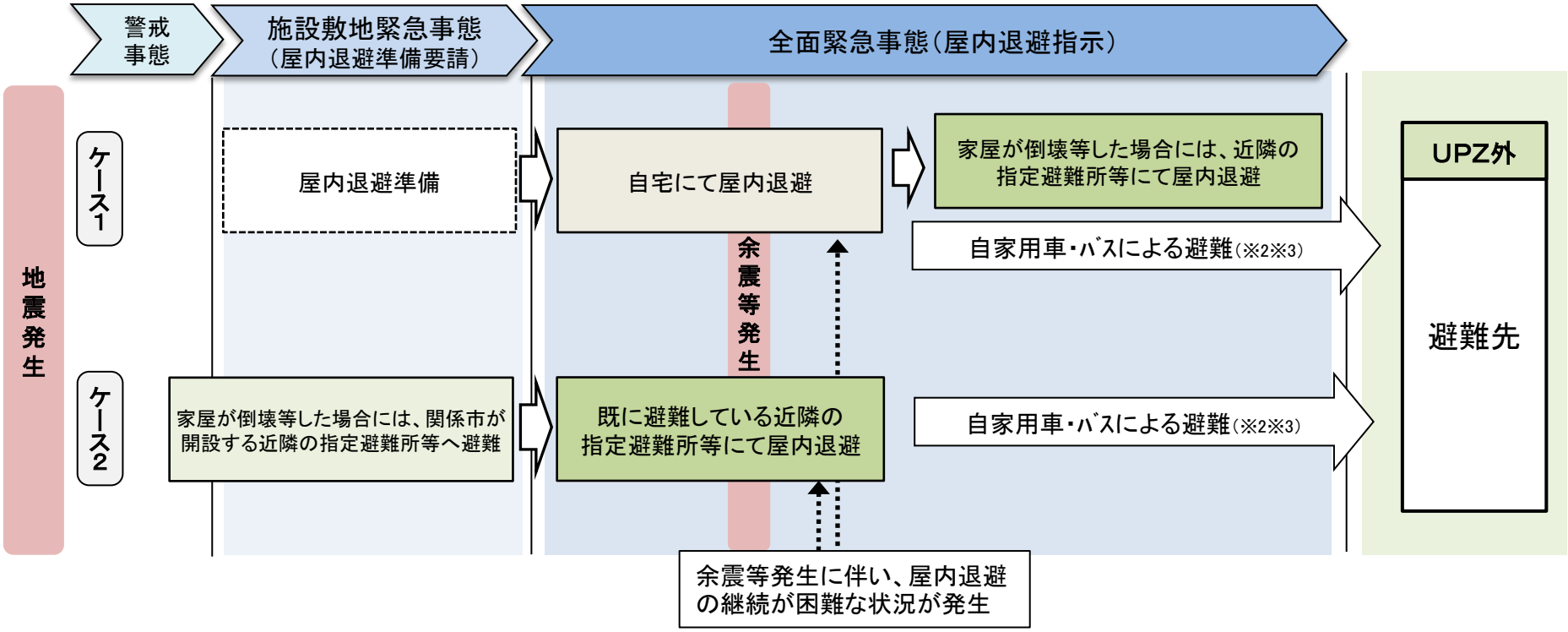

※1　津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のﾌﾛｰとなる。
※2　関係市が開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。
※3　仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにﾚｲﾝｺｰﾄ等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようﾏｽｸをしたり、ﾀｵﾙやﾊﾝｶﾁ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、ﾏｽｸの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞

UPZ内の住民

避難元

感染者（重症者）

感染者（軽症者等）※2

それ以外の者※3

屋内退避

- 自宅等でも、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。

（例）
- 検温等による体調確認を行う。
- 施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。
- 避難施設の場所を分ける。
- 放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。

一時移転等開始

避難等の実施

ﾊﾞｽ避難者等の一時集結所等

- 密集を避け、極力分散して集合。

（例）
- 一時集結所等の場所を分ける。
- 集合時間帯を分ける。
- 一時集結所等の中で別れて集合する。

避難車両

- ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。

（例）
- 追加車両の準備やﾋﾟｽﾄﾝ輸送等を実施する。
- ﾏｽｸを着用し、座席を十分離して着席する。

- ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。

（例）
- 追加車両の準備やﾋﾟｽﾄﾝ輸送等を実施する。
- ﾏｽｸを着用し、座席を十分離して着席する。

避難退域時検査場所

- 密集を避け、極力分散して検査。

（例）
- 検査場所を分ける。
- 検査時間帯を分ける。
- 検査場所等の中で別れて検査する。

避難先※4

感染症指定医療機関等で治療

避難所等

- 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。

- 避難先施設では、密集を避ける。

手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。
※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㋐中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（令和５年3月24日）
【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
【応援内容】
①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑤避難者を受け入れるための施設の提供
⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㋐中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）
【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【応援内容】
①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑤避難者を受け入れるための施設の提供
⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㋑関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）
【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
【応援内容】
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援
⑥その他応援のため必要な事項

㋑関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）
【対象】
関西広域連合、鳥取県
【応援内容】
十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㋒全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（令和６年１月31日）
【応援内容】
①人的支援及び斡旋
②物的支援及び斡旋
③施設又は業務の提供及び斡旋
④その他特に要請のあったもの

㋒原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）
【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
【応援内容】
①原子力防災資機材の提供
②職員の派遣